

第 4 2 0 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 2 1 . 2 . 1 9 提 案 分

区 分		議 案 名													
	議案No														
議 案 (67件)	予 算 案 (20件)	1	平成 2 0 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)												
		2 ～ 3	平成 2 0 年度 島 根 県 臨 港 地 域 整 備 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) 外 1 特 別 会 計 補 正 予 算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">2 臨 港 地 域 整 備 3 流 域 下 水 道</div>												
		4	平成 2 1 年度 島 根 県 一 般 会 計 予 算												
		5 ～ 1 5	平成 2 1 年度 島 根 県 公 債 管 理 特 別 会 計 予 算 外 1 0 特 別 会 計 予 算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">5 公債管理</td> <td style="width: 33%;">6 証紙</td> <td style="width: 33%;">7 市町村振興資金</td> </tr> <tr> <td>8 あさひ社会復帰促進センター診療所</td> <td>9 母子寡婦福祉資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 0 農林漁業改善資金</td> <td>1 1 中小企業近代化資金</td> <td>1 2 中海水中貯木場</td> </tr> <tr> <td>1 3 臨港地域整備</td> <td>1 4 流域下水道</td> <td>1 5 県営住宅</td> </tr> </table> </div>	5 公債管理	6 証紙	7 市町村振興資金	8 あさひ社会復帰促進センター診療所	9 母子寡婦福祉資金		1 0 農林漁業改善資金	1 1 中小企業近代化資金	1 2 中海水中貯木場	1 3 臨港地域整備	1 4 流域下水道	1 5 県営住宅
		5 公債管理	6 証紙	7 市町村振興資金											
		8 あさひ社会復帰促進センター診療所	9 母子寡婦福祉資金												
1 0 農林漁業改善資金	1 1 中小企業近代化資金	1 2 中海水中貯木場													
1 3 臨港地域整備	1 4 流域下水道	1 5 県営住宅													
1 6 ～ 2 0	平成 2 1 年度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 予 算 外 4 事 業 会 計 予 算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">1 6 病 院 1 7 電 気 1 8 工 業 用 水 道 1 9 水 道 2 0 宅 地 造 成</div>														
2 1	島 根 県 地 域 活 性 化 ・ 生 活 対 策 臨 時 基 金 条 例 地域の活性化に資する施策又は政府が発表した経済対策に対応した施策を行うために必要な事業に要する経費に充てるため、基金を設置 施行日：公布の日														
条 例 案 (30件)	2 2	島 根 県 妊 婦 健 康 診 査 支 援 基 金 条 例 市町村が実施する妊婦健康診査事業及び県が当該事業の円滑な推進を図るために行う事業に要する経費に充てるため、基金を設置 施行日：公布の日													
	2 3	島 根 県 安 心 こ ど も 基 金 条 例 子どもを安心して育てることができるような体制の整備に要する経費に充てるため、基金を設置 施行日：公布の日													
	2 4	島 根 県 障 害 者 自 立 支 援 対 策 臨 時 特 例 基 金 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 障害者自立支援法に基づく制度への円滑な移行を更に促進するため、基金を継続するとともに、基金を活用した施策を拡充することについての所要の改正 施行日：公布の日													

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	25	島根県ふるさと雇用再生特別基金条例 県又は市町村が地域の実情に応じて実施する地域における求職者の雇用機会の創出のための事業に要する経費に充てるため、基金を設置 施行日：公布の日	
	26	島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例 県又は市町村が実施する離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の短期の雇用機会の創出のための事業に要する経費に充てるため、基金を設置 施行日：公布の日	
	27	島根県消費者行政活性化基金条例 県又は市町村が消費生活に関する相談窓口の機能の強化その他消費者の利益擁護又は増進を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、基金を設置 施行日：公布の日	
	28	島根県統計調査条例 統計法の全部改正に伴い、同法との整合を図るため規定を整備するとともに、統計調査に係る調査票情報の2次利用等及びその適正な管理に関し必要な事項を定めるための所要の改正 施行日：平成21年4月1日	
	29	貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 青年農業者等早期経営安定資金の見直し及び緊急医師確保対策枠奨学金の創設に伴い、これらの返還債務の免除に関する事項についての所要の改正 ・青年農業者等早期経営安定資金関係 「青年農業者」の定義の変更 ・緊急医師確保対策枠奨学金関係 島根大学医学部に緊急医師確保対策枠推薦入学制度により入学した者で、大学卒業後12年以内に9年間医師の業務に従事したときの返還債務を免除 施行日：平成21年4月1日	
	30	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 人事委員会の勧告を受けて、医師の人材確保を図るため、初任給調整手当についての所要の改正 ・医療職給料表(1)の適用を受ける職員に係る初任給調整手当の支給月額限度額の改正 (306,900円→410,900円) 施行日：平成21年4月1日	

区 分		議案No	議 案 名																			
条例案 つづき	3 1	<p>県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の「職員の給与等に関する報告」の趣旨及び国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しにかんがみ、県立学校の教育職員の手当を改正</p> <p>①手当の支給対象の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業教育手当 支給要件を実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目の授業に従事した場合等に限定 定時制通信教育手当 支給要件を夜間の定時制の課程において業務に従事した場合等に限定 <p>②手当額の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当名</th> <th>改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)義務教育等 教員特別手当</td> <td>支給月額の限度額 20,200円</td> <td colspan="2">支給月額の限度額 15,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)産業教育手 当</td> <td rowspan="2">支給月額の限度額 給料月額の100分の10</td> <td>実習を伴う授業</td> <td>授業1時間 300円</td> </tr> <tr> <td>週休日等の業務</td> <td>1日 1,200円 又は 600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3)定時制通信 教育手当</td> <td rowspan="2">支給月額の限度額 給料月額の100分の10</td> <td>定時制（夜間）</td> <td>1日 900円</td> </tr> <tr> <td>通信制（日曜日）</td> <td>1日 2,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：平成21年4月1日（②(1)） 平成21年6月1日（その他）</p>	手当名	改正前	改正後		(1)義務教育等 教員特別手当	支給月額の限度額 20,200円	支給月額の限度額 15,900円		(2)産業教育手 当	支給月額の限度額 給料月額の100分の10	実習を伴う授業	授業1時間 300円	週休日等の業務	1日 1,200円 又は 600円	(3)定時制通信 教育手当	支給月額の限度額 給料月額の100分の10	定時制（夜間）	1日 900円	通信制（日曜日）	1日 2,400円
	手当名	改正前	改正後																			
	(1)義務教育等 教員特別手当	支給月額の限度額 20,200円	支給月額の限度額 15,900円																			
(2)産業教育手 当	支給月額の限度額 給料月額の100分の10	実習を伴う授業	授業1時間 300円																			
		週休日等の業務	1日 1,200円 又は 600円																			
(3)定時制通信 教育手当	支給月額の限度額 給料月額の100分の10	定時制（夜間）	1日 900円																			
		通信制（日曜日）	1日 2,400円																			
3 2	<p>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、主幹教諭の給料表等を定めること及び国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しにかんがみ、小中学校の教育職員の手当を改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 給料表に特2級として主幹教諭の職務の級を設置 義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額の改正 20,200円 → 15,900円 <p style="text-align: right;">施行日：平成21年4月1日</p>																					
3 3	<p>職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の「職員の給与等に関する報告」の趣旨を踏まえ、国及び県内の民間企業等の勤務時間の状況を勘案し、職員の勤務時間の短縮について所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日の勤務時間 8時間 → 7時間45分 <p style="text-align: right;">施行日：平成21年4月1日</p>																					

区 分		議 案 名																			
条例案 つづき	3 4	<p>島根県手数料条例の一部を改正する条例 関係法令の改正等に伴い、県が徴収する手数料を改正</p> <p>①火薬類取締法関係手数料 丙種火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者試験に係る手数料の改正</p> <p>②高圧ガス保安法関係手数料 製造保安責任者試験、販売主任者試験に係る手数料の改正</p> <p>③液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料 液化石油ガス設備士試験に係る手数料の改正</p> <p>④保健師助産師看護師法関係手数料 行政処分を受けた准看護師の再教育研修の受講等に係る手数料の新設</p> <p>⑤介護保険法関係手数料 介護サービス情報の公表のための報告に係る手数料等の改正</p> <p>⑥薬事法関係手数料 卸売一般販売業者の販売先変更許可に係る手数料の廃止</p> <p>⑦鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料 狩猟免許に係る手数料等の改正</p> <p>⑧職業能力開発促進法関係手数料 技能検定試験（実技試験）に係る手数料の改正</p> <p>⑨建築士法関係手数料 2級建築士試験及び木造建築士試験に係る手数料の改正</p> <p>⑩教育職員免許法関係手数料 教員免許更新制導入に係る手数料等の新設</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成21年4月1日（下記除く） 公布の日（④） 平成21年6月 1日（⑥） 平成21年4月16日（⑦）</p>																			
	3 5	<p>島根県県税条例の一部を改正する条例 自動車税等の納税の円滑化を図るため、納期を拡大することについての所要の改正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">改正前</th> <th style="width: 35%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車税の納期の始期</td> <td>5月20日から</td> <td>5月 1日から</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人事業税の納期の始期</td> <td>第1期 8月20日から</td> <td>8月15日から</td> </tr> <tr> <td>第2期 11月20日から</td> <td>11月15日から</td> </tr> <tr> <td>鉾区税の納期の始期</td> <td>5月20日から</td> <td>5月15日から</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固定資産税の納期の始期</td> <td>第1期 4月20日から</td> <td>4月15日から</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※第2期～第4期も5日間前倒し</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：平成21年4月1日</p>	区 分	改正前	改正後	自動車税の納期の始期	5月20日から	5月 1日から	個人事業税の納期の始期	第1期 8月20日から	8月15日から	第2期 11月20日から	11月15日から	鉾区税の納期の始期	5月20日から	5月15日から	固定資産税の納期の始期	第1期 4月20日から	4月15日から	※第2期～第4期も5日間前倒し	
	区 分	改正前	改正後																		
自動車税の納期の始期	5月20日から	5月 1日から																			
個人事業税の納期の始期	第1期 8月20日から	8月15日から																			
	第2期 11月20日から	11月15日から																			
鉾区税の納期の始期	5月20日から	5月15日から																			
固定資産税の納期の始期	第1期 4月20日から	4月15日から																			
	※第2期～第4期も5日間前倒し																				
3 6	<p>島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 行政需要の変動に伴う職員定数の改正</p> <p>・警察官 1,460人 → 1,470人</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成21年4月1日</p>																				

区 分		議案No	議 案 名											
条例案 つづき	37	<p>県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p>児童数及び生徒数の変動等に伴う、職員定数の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校教育職員 1,673人 → 1,641人 ・ 高等学校事務職員等 209人 → 203人 ・ 特別支援学校教育職員 907人 → 919人 ・ 特別支援学校事務職員等 83人 → 82人 ・ 小学校及び中学校教育職員 5,277人 → 5,301人 ・ 小学校及び中学校事務職員等 389人 → 375人 <p>施行日：平成21年4月1日</p>												
	38	<p>警察に関する手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>道路交通法等の改正に伴う手数料の改正</p> <p>①運転免許の講習等に係る手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 認知機能検査に係る手数料の新設 イ 高齢者に対する講習に係る手数料の改正 ウ 認知機能検査に従事しようとする者に対する講習に係る手数料の新設 <p>②自動車運行代行業の認定に係る手数料の改正</p> <p>施行日：平成21年4月1日（①ウ、②） 平成21年6月1日（①ア、イ）</p>												
	39	<p>島根県立保健環境科学研究所条例を廃止する条例</p> <p>島根県立保健環境科学研究所について、民間の検査機関の充実等により公の施設としての意義がなくなったことから、条例を廃止</p> <p>施行日：平成21年4月1日</p>												
	40	<p>島根県立高等看護学院条例の一部を改正する条例</p> <p>県立高等学校専攻科との均衡を図るため、県立高等看護学院の授業料の額を改定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改定前</th> <th>平成21年度入学者</th> <th>平成22年度入学者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石見高等看護学院</td> <td>84,000円</td> <td>100,800円</td> <td>118,800円</td> </tr> <tr> <td>松江高等看護学院</td> <td>42,000円</td> <td>50,400円</td> <td>59,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成21年3月31日に在学する者の授業料の額は従前どおり</p> <p>施行日：平成21年4月1日</p>	区 分	改定前	平成21年度入学者	平成22年度入学者	石見高等看護学院	84,000円	100,800円	118,800円	松江高等看護学院	42,000円	50,400円	59,400円
	区 分	改定前	平成21年度入学者	平成22年度入学者										
	石見高等看護学院	84,000円	100,800円	118,800円										
松江高等看護学院	42,000円	50,400円	59,400円											
41	<p>島根県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例</p> <p>介護保険財政安定化基金の拠出金の率を変更するための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期計画期間（平成21年度～23年度）における拠出率を0とする <p>施行日：平成21年4月1日</p>													
42	<p>旅館業法施行条例等の一部を改正する条例</p> <p>旅館、公衆浴場及び興業場の利用者の重大な健康被害の防止等を図るため、営業者の措置基準についての所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 硫化水素など利用者への健康被害につながる物質等の危害に対応できるよう、営業者のとるべき非常時の措置について規定 <p>施行日：平成21年6月1日</p>													

区分		議案No	議案名												
条例案 つづき	43	島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 県立中央病院における施設の配置の変更に伴う所要の改正 ・循環器用エックス線診断装置の増設に伴い、一般病床数を変更（635床→633床） 施行日：平成21年4月1日													
	44	島根県立教育センター条例の一部を改正する条例 島根県立教育センターの機能の強化を図るため、組織を見直し ・松江教育センターと浜田教育センターを改組し、島根県教育センターを設置 施行日：平成21年4月1日													
	45	県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しにかんがみ、教員特殊業務手当の額を改正 ・非常災害時等の緊急業務 3,000円～3,200円 → 6,000円～6,400円 ・修学旅行等引率指導業務 1,700円 → 3,400円 ・対外運動競技等引率指導業務 1,700円 → 3,400円 ・部活動指導業務 600円～1,200円 → 1,200円～2,400円 施行日：平成21年4月1日													
	46	市町村立学校職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例 主幹教諭を小学校及び中学校に配置するための所要の改正 施行日：平成21年4月1日													
	47	島根県社会貢献活動促進基金条例 特定非営利活動の促進を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、基金を設置 施行日：平成21年4月1日													
	48	島根県空港条例の一部を改正する条例 県が設置する空港の停留料に係る所要の改正 ・停留料の納付を要しない航空機の停留についての改正 6時間未満の停留 → 3時間未満の停留 施行日：平成21年4月1日													
	49	島根県営住宅条例の一部を改正する条例 犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅の優先的な入居選考を行うこと等についての所要の改正 施行日：公布の日													
	50	島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例 経済情勢の変動に伴い、飯梨川工業用水道の料金の額を改正 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前 (1m³当たり)</th> <th>改正後 (1m³当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>16円50銭</td> <td>17円50銭</td> </tr> <tr> <td>特定料金</td> <td>16円50銭</td> <td>17円50銭</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>33円</td> <td>35円</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成21年10月1日		区分	改正前 (1m ³ 当たり)	改正後 (1m ³ 当たり)	基本料金	16円50銭	17円50銭	特定料金	16円50銭	17円50銭	超過料金	33円	35円
	区分	改正前 (1m ³ 当たり)	改正後 (1m ³ 当たり)												
	基本料金	16円50銭	17円50銭												
特定料金	16円50銭	17円50銭													
超過料金	33円	35円													

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 (17件)	5 1	包括外部監査契約の締結について 平成21年度における包括外部監査に係る外部監査人との契約 ・契約金額：16,684千円を上限 ・契約の相手方：熱田雅夫（弁護士）	
	5 2	全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について 岡山市の政令指定都市移行（平成21年4月）に伴う変更	
	5 3	西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部の変更について 岡山市の政令指定都市移行（平成21年4月）に伴う変更	
	5 4	島根県国土利用計画の変更について 平成8年7月に改定した島根県国土利用計画について、全国計画が平成20年7月に改定されたこと等をふまえ改定 根拠法：国土利用計画法第7条	
	5 5	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について 国が行う日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る県負担 根拠法：漁港漁場整備法第20条第3項	
	5 6	宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市町負担について 下水道法に基づく西部処理区の負担額（3市町：平成21年度～23年度） 流入水量1立方メートルにつき 82.72円で算出した額 根拠法：下水道法第31条の2第1項	
	5 7	契約の締結について 松江工業高等学校改築(管理特別教室棟建築) 工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：852,600,000円 工期：平成22年6月30日 契約の相手方：松江土建・幸陽建設・若林建設特別共同企業体 施工場所：松江市古志原町地内	
	5 8	契約の締結について 松江工業高等学校改築(教室棟建築) 工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：677,250,000円 工期：平成22年6月30日 契約の相手方：一畑工業・大前組・深田建設特別共同企業体 施工場所：松江市古志原町地内	
	5 9	契約の締結について 松江工業高等学校改築(屋内運動場建築) 工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：887,250,000円 工期：平成22年6月30日 契約の相手方：カナツ・豊洋・布村特別共同企業体 施工場所：松江市古志原町地内	

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 つづき	6 0	契約の締結について 一般国道261号桜江バイパス改築（改良） （仮称）桜江トンネル工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：1,413,300,000円 工期：議決のあった日の翌日から起算して533日目にあたる日 契約の相手方：今井産業・大福工業・毛利組特別共同企業体 施工場所：江津市桜江町地内	
	6 1	契約の締結について 一般国道432号東岩坂バイパス地方道路交付金 （改良）（仮称）東岩坂トンネル工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：546,000,000円 工期：議決のあった日の翌日から起算して270日目にあたる日 契約の相手方：松江土建・都間土建特別共同企業体 施工場所：松江市八雲町地内	
	6 2	契約の締結について 国道485号（松江第五大橋道路）改築（改良） 工事 東津田工区東津田第7高架橋上部工 契約の方法：一般競争入札 契約金額：556,500,000円 工期：議決のあった日の翌日から起算して570日目にあたる日 契約の相手方：JFEエンジニアリング株式会社中国支社 施工場所：松江市東津田町地内	
	6 3	契約の締結について 主要地方道川本波多線志学工区地方道路交付金 （改良）長方トンネル工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：656,250,000円 工期：議決のあった日の翌日から起算して333日目にあたる日 契約の相手方：原工務所・堀工務店特別共同企業体 施工場所：大田市三瓶町地内	
	6 4	契約の締結について 一般県道大野魚瀬恵曇線鎌田工区地方道路交付金 （改良）（仮称）鎌田トンネル工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：1,606,500,000円 工期：議決のあった日の翌日から起算して540日目にあたる日 契約の相手方：フクダ・カナツ技建工業・平井建設特別共同企業体 施工場所：松江市魚瀬町～秋鹿町地内	
	6 5	契約の締結について 浜田川総合開発事業第二浜田ダム本体建設工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：12,022,500,000円 工期：平成28年3月18日 契約の相手方：鹿島建設・五洋建設・今井産業特別共同企業体 施工場所：浜田市河内町、三階町地内	

区分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 つづき	6 6	契約の締結について 契約の方法：一般競争入札 工期：平成22年7月30日 契約の相手方：中筋組・祥洋建設特別共同企業体 施工場所：浜田市三階町地内	浜田川総合開発事業付替県道（上流工区）2号 トンネル（仮称）工事 契約金額：942,900,000円
	6 7	契約の締結について 契約の方法：一般競争入札 工期：平成22年3月26日 契約の相手方：本川建設・中山工務店・祥洋建設特別共同企業体 施工場所：浜田市片庭町地内	島根県営住宅（（仮称）浜田市原井団地）建設 （建築）工事 契約金額：682,500,000円
報 告 （3件）	報告 1	専決処分事件の報告について（変更契約の締結） ・ 広域漁港整備事業浦郷漁港（仮称）浦郷トンネル工事 540,238,650円（15,295,350円増額） ・ 広域漁港整備事業浦郷漁港（仮称）浦郷トンネル工事 542,107,650円（1,869,000円増額）	2件
	報告 2	専決処分事件の報告について（事故による損害賠償） ・ 交通事故 6件 賠償額合計 1,200,712円 ・ 落石事故等 3件 賠償額合計 68,766円	9件
	報告 3	専決処分事件の報告について（訴えの提起） 県営住宅家賃長期滞納者に対する明渡訴訟 対象者2名	1件